(参考) 岐阜都市計画地区計画の変更(岐阜市決定) 新旧対照 都市計画柳津町上佐波西第2地区地区計画を次のように変更する。

		新	旧	
名称		柳津町上佐波西第2地区地区計画	柳津町上佐波西第2地区地区計画	
位置		岐阜市柳津町上佐波西四丁目、七丁 目、八丁目、九丁目、柳津町下佐波 西一丁目、柳津町高桑東一丁目の各 一部	目、八丁目、九丁目の各一部	
	面積	約 37.8ha	約 14.9ha	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	し、(都) 岐阜大須線や(都) 柳津日 置江線が通る地区であり、(都) 一般 国道 21 号線へは北へ約 2 km、名神 高速道路岐阜羽島インターチェネ シへは南へ約 8km と、広域道路 トワークが充実した交通利便性の 優れた地区である。 こうした地区特性から、令和 3 年 度に改定した「岐阜市都市計画マス 定した「岐阜市都市計画」に改定した「岐阜市都の草と、平成 27 年度に改定された「岐阜市ものづくり産業等集積地計画」において、ものづくり産業等集積地」という。)に位置付け、産	トワークが充実した交通利便性の優れた地区である。 こうした地区特性から、令和3年度に改定した「岐阜市都市計画マスタープラン」や、平成19年度に策定し、平成27年度に改定された「岐阜市ものづくり産業等集積地計画」において、ものづくり産業等の集積を図る地区(以下「ものづくり産業等の集積を図る地区(以下「ものづくり産業等集積地」という。)に位置付け、産業拠点形成の促進に向けた企業誘致に努めている。 本地区計画では、周辺の自然環境と調和した良好な工業団地を計画	
	土地利用の方針	ものづくり産業等集積地として、 製造業や物流業(道路貨物運送業、 卸売業等)の事業所などの集積を図 る。	ものづくり産業等集積地として、 製造業や物流業(道路貨物運送業、 卸売業等)の事業所などの集積を図 る。	

		T				T			
	地区施設の整備	安全で惊	快適な歩	行者空	間を確保	安全で惊	や適な歩	行者空	間を確保
	の方針	するとともに、地区内の円滑な交通				するとともに、地区内の円滑な交通			
		処理を行うため、区画道路を適切に			を適切に	処理を行うため、区画道路を適切に			
		配置し整備を行う。			配置し整備を行う。				
	建築物等の整備の方針	周辺の営	営農環境	等との	調和に配	周辺の営	営農環境	等との	調和に配
		慮し、緑豊かで良好な地区環境及び				慮し、緑豊かで良好な地区環境及び			
		景観形成を図るため、建築物等の用			景観形成を図るため、建築物等の用				
		途の制限、容積率の最高限度、建蔽			途の制限、容積率の最高限度、建蔽				
		率の最高限度、敷地面積の最低限			率の最高限度、敷地面積の最低限				
		度、高さの最高限度並びに建築物等			建築物等	度、高さの最高限度並びに建築物等			
	の形態及び意匠の制限を行う。			の形態及び意匠の制限を行う。					
	その他当該区域	地区内で	での開発	行為に	あたって	地区内で	での開発	行為に	あたって
	の整備、開発及び保全に関する	は、次の方針に即すること。				は、次の方針に即すること。			
	方針	1 周辺の	営農環境	等との	調和に配	1 周辺の	営農環境	等との	調和に配
		慮する	とともに	、道路	に面して	慮する	とともに	、道路	に面して
		植栽や	緩衝緑均	也の整	備に努め	植栽や	緩衝緑	地の整	備に努め
		る。				る。			
		2 街区又は区画の再編を行う場合			2 街区又は区画の再編を行う場合				
		は、岐	阜市宅地	開発指	導要綱の				導要綱の
		規定に基づく道路等の施設を適							
		切に配置し整備を行う。			切に配置し整備を行う。				
					及び建築				及び建築
		行為を行うにあたっては、当該							
		敷地内に、開発者負担による流							
		出抑制施設を確保する。なお、		出抑制施設を確保する。なお、					
		当該施設の管理者は、市と管理		•					
		協定を締結し、適切な維持管理 に努める。			維付官理	協定を締結し、適切な維持管理 に努める。			
	地区施設の配置	(CA W)	標準	路線		(C D (V)	る。 標準	路線	
地区	及び規模	名称	保 中 幅員	始 数	延長	名称	保 幅 員	数数	延長
区整備計		区画道路	12.0 m	1 ★	約	区画道路	10.05	1 🛨	約
備計画		1号	12.0m	1本	970.0m	1号	10.0 m	1本	970.0 m
		区画道路	15.0 m	1本	約	区画道路	15.0 m	1本	約
		2号 区画道路			170.0m 約	2 号			170.0 m
		3号	10.0 m	1本	970.0m				
		区画道路	15.0 m	1本	約				
		4号	10.0111	1 平	170.0m				
		区画道路	10.0m	1本	約				
		5 号			270.0m				

		配置は、計画図表示のとおり	配置は、計画図表示のとおり
建	建築物等の	次に掲げる建築物以外の建築物等	次に掲げる建築物以外の建築物等
築物等	用途の制限	は、建築してはならない。	は、建築してはならない。
		 1 統計法第28条の規定に基づき、	1 統計法第28条の規定に基づき、
に		産業に関する分類を定める件(平	産業に関する分類を定める件(平
関する		成25年総務省告示第405号)に定	成25年総務省告示第405号)に定
る事		める日本標準産業分類に掲げる	める日本標準産業分類に掲げる
項		次の業種の工場、倉庫又はこれら	次の業種の工場、倉庫又はこれら
		に附属する建築物等(建築基準法	に附属する建築物等 (建築基準法
		(昭和25年法律第201号) 別表第2	(昭和25年法律第201号) 別表第2
		(る) 項に掲げるものを除く。)	(る) 項に掲げるものを除く。)
		(1) 大分類 E-製造業	(1) 大分類 E-製造業
		(2) 大分類 H-運輸業、郵便業に	(2) 大分類 H-運輸業、郵便業に
		属する次に掲げる産業	属する次に掲げる産業
		ア 中分類 44-道路貨物運送	ア 中分類 44-道路貨物運送
		業(物品の荷さばき又は流通	業(物品の荷さばき又は流通
		加工等の業務を行うものに	加工等の業務を行うものに
		限る。)	限る。)
		イ 中分類 47ー倉庫業(物品の	イ 中分類 47-倉庫業(物品の
		荷さばき又は流通加工等の	荷さばき又は流通加工等の
		業務を行うものに限る。)	業務を行うものに限る。)
		ウ 中分類 48-運輸に附帯す	ウ 中分類 48-運輸に附帯す
		るサービス業に属する小分	るサービス業に属する小分
		類 484―こん包業	類 484―こん包業
		(3) 大分類 I-卸売業、小売業に	(3) 大分類 I-卸売業、小売業に
		属する次に掲げる産業	属する次に掲げる産業
		ア 中分類 50-各種商品卸売	
		業	業
		イ 中分類 51-繊維・衣服等卸	イ 中分類 51ー繊維・衣服等卸
		売業	売業
		ウ 中分類 52-飲食料品卸売	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		業	業
		工 中分類 53-建築材料、鉱	
		物・金属材料等卸売業	物・金属材料等卸売業
		才 中分類 54-機械器具卸売	
		業	業 *
		カ 中分類 55-その他の卸売	
		業(細分類 5598-代理商、仲	
		立業を除く。)	立業を除く。)

	2 公衆便所その他これらに類する 公益上必要な建築物等で、市長が 認めたもの	2 公衆便所その他これらに類する 公益上必要な建築物等で、市長が 認めたもの
建築物の容 積率の最高 限度	200%	200%
建築物の建 蔽率の最高 限度	60%	60%
建築物の敷 地面積の最 低限度	1,000 m²	1,000 m²
建築物の高 さの 最高限度	20m	20 m
形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物及び工作物の形態 Z 1 年 一 彩 で の で に は 3 19 号) 形 に 3 19 号) 第 2 条 1 年	彩その他の意匠は、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 (1) 岐阜市景観計画(平成21年 岐阜市告示319号)の景観計画 区域における景観形成基準の建築物・工作物の色彩が遵守されていること。 (2) 周囲の善良な風俗を害するような彫刻、絵及び模様を施さないこと。 (3) 照明設備は、きらびやかなネオンサイン、光源が点滅し、オンサイン、光源が点滅し、オンサイン、北移動するもの、サーチライト、レーザー光線その他過度に明るいものでないこと。 2 屋外広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項

項各号に規定する広告物等及び 周辺の景観と調和する広告物等 で市長が特に認めたものは、この 限りでない。

- (1) 屋外広告物条例に違反しないこと。
- (2) 広告物等の形状、色彩、意匠 等は、当該物件を掲出する建 築物及び敷地並びに周囲の 景観と調和が図られ、複雑な 形状又は派手な原色が主体 でないこと。
- (3) 表示内容は、文字や絵を少なくする等の工夫がなされ、単純かつ品位があること。
- (4) 夜間に表示が必要なものに あっては、昼間の美観に配慮 した照明をつけるとともに、 周辺の景観に影響を与えな いよう配慮されていること。
- (5) 華美なネオン又は点滅灯が 設けられていないこと。
- (6) 屋上広告物でないこと。
- (7) 壁面広告物にあっては、同一 壁面に表示される広告物の 表示面積の合計が、当該同一 壁面の面積の 10 分の 1 以下 であること。
- (8) 野立広告物にあっては、高さが7m以下で、自家広告物以外の広告物は、一の事業所につき1基までとすること。なお、事業所でない場合は、一つの敷地につき1基までとすること。

項各号に規定する広告物等及び 周辺の景観と調和する広告物等 で市長が特に認めたものは、この 限りでない。

- (1) 屋外広告物条例に違反しないこと。
- (2) 広告物等の形状、色彩、意匠 等は、当該物件を掲出する建 築物及び敷地並びに周囲の 景観と調和が図られ、複雑な 形状又は派手な原色が主体 でないこと。
- (3) 表示内容は、文字や絵を少な くする等の工夫がなされ、単 純かつ品位があること。
- (4) 夜間に表示が必要なものに あっては、昼間の美観に配慮 した照明をつけるとともに、 周辺の景観に影響を与えな いよう配慮されていること。
- (5) 華美なネオン又は点滅灯が 設けられていないこと。
- (6) 屋上広告物でないこと。
- (7) 壁面広告物にあっては、同一 壁面に表示される広告物の 表示面積の合計が、当該同一 壁面の面積の10分の1以下 であること。
- (8) 野立広告物にあっては、高さが7m以下で、自家広告物以外の広告物は、一の事業所につき1基までとすること。なお、事業所でない場合は、一つの敷地につき1基までとすること。